

「指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業」

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規程に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、その他契約上ご注意いただきたいこと等を説明するものです。

※当事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として自立支援給付費等の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1.	サービスを提供する事業者	1
2.	利用事業所	1
3.	当事業所が提供するサービスについての相談窓口	2
4.	相談支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容	2
5.	利用料金	3
6.	サービスの利用方法	3
7.	事業の運営方針	4
8.	苦情の受付について	4
9.	事故発生の対応	4
10.	サービスの利用に関する留意事項	4
11.	その他	5

社会福祉法人征峯会
相談支援事業所しらとり
当事業所は茨城県の指定を受けています。
(茨城県指定 成人 0832700314号)
(茨城県指定 児童 0872700083号)

相談支援事業所しらとり

重要事項説明書

1. サービスを提供する事業者

事業者名	社会福祉法人 征峯会
所在地	茨城県筑西市上平塚590-1
代表者氏名	理事長 渡辺和成
電話番号	0296-28-1277 (FAX 0296-28-7840)
法人の設立年月	昭和61年11月1日

2. 利用事業所

(1) 指定番号およびサービス提供地区

事業所名	相談支援事業所しらとり
所在地	茨城県筑西市上平塚743-5
事業所指定番号	(者) 0832700314 (児) 0872700083
通常の事業実施地域	筑西市 (結城市、桜川市、下妻市)
管理者	小嶋英里香
電話番号	0296-45-6166 (FAX 0296-45-7464)
事業所の開所年月	平成24年4月1日
経営理念	「最高の笑顔をあなたに」 あなたの笑顔が見たいから、私たちは最高の笑顔でまごころを尽くします
施設の運営方針	①私たちは、いかなる時もお客様一人ひとりの個性と生き方を尊重し、誠実な気持ちで、まごころを込めて対応します。 ②私たちは、お客様のニーズを第一に考え、迅速かつ確実に、そして常に笑顔をもって行動します。 ③私たちは、福祉のスペシャリストとして責任と誇りを持ち、現状に甘んずることなく自己研鑽に励み、常に成長し続けます。 ④私たちは、愛する地域と共に歩み、地域に必要とされ、地域に愛される法人を目指します。 ⑤私たちは、高い志と勇気と情熱を持って、地域の新たな福祉資源を築き上げます。

(2) 職員体制

	常 勤	業 務 内 容	保有資格
管理者	1名	従業者及び業務の管理	
相談支援専門員	4名	基本相談支援、計画相談・障害児相談支援の提供	社会福祉士 他

※強度行動障害支援、精神障害者支援、医療的ケア児等支援の研修修了者を配置

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 9：00～17：00

※定休日 土曜日、日曜日、その他祝日

※ただし緊急時のご相談は、24時間いつでもお受けいたします。

3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0296-45-6166 (9：00～17：00まで)

担当 相談支援専門員 小嶋英里香

4. 相談支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

<対象者>

- ・障害福祉サービスを利用するすべての障害児・者

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、おかれている環境等を把握したうえで、障害福祉サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービス（以下、「障害福祉サービス等」といいます）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下、サービス等利用計画等）を作成します。

<サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の流れ>

- ①障害福祉サービスを利用する旨を当該市町村に申請します。その後、市町村より「計画相談支援・障害児相談支援依頼届出書」が発行されますので、契約をしようとする相談支援事業所に依頼し、契約を結びます。
- ②契約者及び家族等の希望並びに契約者について把握された解決すべき課題に基づき、サービス等利用計画等の原案を作成します。
- ③事業者は、障害福祉サービス等の担当者を招集して、「サービス担当者会議」を開催し、サービス等利用計画等の原案に専門の見地からの意見を求めます。
- ④サービス等利用計画等に位置付けた障害福祉サービス等について、自立支援給付の対象の有無を区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ⑤サービス等利用計画等の作成後も、契約者及びその家族等、障害福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス等利用計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画等の変更、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス等利用計画等作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及び家族等、障害福祉サービス事業者との連絡を継続的に行い、サービス等利用計画等の実施状況を把握します。(モニタリング)
- ・サービス等利用計画等の目標に沿ってサービスが提供されるよう障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意見を踏まえて、障害支援区分認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(3) サービス等利用計画等の変更

ご契約者がサービス等利用計画等の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス等利用計画等を変更します。

(4) 障害者施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が障害者施設への入所を希望する場合には、障害者施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

5. 利用料金

(1) 利用料

計画相談支援・障害児相談支援報酬体系

サービス利用支援費	1, 864 単位/月
継続サービス利用支援費	1, 613 単位/月
障害児支援利用援助費	2, 027 単位/月
継続障害児支援利用援助費	1, 724 単位/月

※市町村よりサービス等利用計画等作成費対象者と認定された場合、自立支援給付から全額給付されますので自己負担はありません。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問する場合、下記の通り御負担頂きます。

- ①事業所から、片道おおむね 20キロメートル未満 無料
- ②事業所から、片道おおむね 20キロメートル以上 超過1kmあたり100円

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。職員がお伺いし、契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書でご通知させていただくとともに、地域の他の相談支援事業者をご紹介します。

③自動終了

サービス等利用計画等作成費の支給が取り消されたときは、自動的にサービスを終了いたします。

④その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の相談支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 事業の運営方針

- (1) 当事業所相談支援専門員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者及びご家族の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者等から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者及びご家族の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健所、相談機関、他の指定相談支援事業者、障害者施設等との連携に努めます。

8. 苦情の受付について

当事業所における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

(1) 相談支援センター苦情解決体制（筑西市上平塚 743-5）

苦情解決責任者	センター長	渡辺 美 恵
委員	居宅主任介護支援専門員 相談支援専門員 地域包括支援センターしらとり 地域包括支援センターえがお	佐藤 直美 小嶋 英里 渡辺 美恵 古田 龍之介
第三者委員	法人評議員	水柿 高武 小室 志
苦情解決検討委員会	社会福祉法人征峯会 理事長 社会福祉法人 理事	渡辺 和成 埜 律雄

受付時間：毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

電話番号 0296-45-6166 FAX 0296-45-7464

※苦情受付箱を施設玄関、廊下に設置しておりますのでご利用ください。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

お住まいの市町村など	障害福祉サービス担当課
茨城県社会福祉協議会 (茨城県運営適正化委員会)	所在地 茨城県水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階 (社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会内) 電話番号 029-305-7193

9. 事故発生の対応

サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用者の家族等に連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

また、サービスの提供により利用者に損害を与えた場合には、速やかに損害賠償します。

10. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

11. その他

